



Ⅲ-1 令和7年度再エネ関連予算一覧

農林水産省

- **みどりの食料システム戦略推進総合対策（R7予算額：612百万円/R6補正予算額：3,828百万円の内数）**
 - ・ **地域循環型エネルギーシステム構築事業**
地域の再生エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援。
 - ・ **バイオマスの地産地消**
地域のバイオマスを活用したエネルギーの地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援。
 - ・ **地域資源活用展開支援事業**
地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、情報発信ツールの整備、地域由来の未利用バイオマス資源の循環利用促進等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援。
 - ・ **農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり事業**
農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進。地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援
- **森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策**
 - ・ **林業・木材産業循環成長対策（R7予算額：6,186百万円）**
林業・木材産業によるグリーン成長に向け、林業の生産基盤の強化や再造林の低コスト化を図るとともに、木材需要の拡大及び木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築を支援。

環境省

- **民間企業等による再エネの導入及び地域共生加速化事業（R7予算額：3,450百万円/R6補正：7,000百万円）**
 - ・ **設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業（一部 農水省・経産省連携事業）**
再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

みどりの食料システム戦略推進総合対策

(R6補正 みどりの食料システム戦略緊急対策事業)

【令和7年度予算額 612 (650) 百万円】
【令和6年度補正予算額 3,828 百万円】

<対策のポイント>

環境と調和のとれた食料システムの確立に向け、調達から生産、加工・流通、消費に至るまでの環境負荷低減と持続的発展に向けたモデル的取組の横展開や有機農業の取組拡大、地域資源の循環利用を図るとともに、環境負荷低減の取組の「見える化」等関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくりの推進、環境負荷低減の取組強化に向けた新たな制度設計に必要な調査を支援します。

<政策目標>

化学農業（リスク換算）・化学肥料の使用量の低減等みどりの食料システム戦略に掲げたKPIの達成【令和12年】

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. みどりの食料システム戦略推進交付金 361 (381) 百万円 【令和6年度補正予算額】3,281百万円

地域の特色を生かしたモデル的取組の横展開を図るため、以下の取組を支援します。

- ① 環境負荷低減活動定着サポート：みどり認定農業者による環境負荷低減の取組の拡大・定着に向けたサポートチームの体制整備
- ② グリーンな栽培体系加速化事業：技術の速やかな普及に向け複数の産地で実施する環境にやさしい栽培技術の検証等を通じたグリーンな栽培体系への転換の加速化
- ③ 有機農業拠点創出・拡大加速化事業：有機農産物の学校給食での利用や産地と消費地の連携等による生産から消費まで一貫した有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）づくり及び有機農業を広域で指導できる環境整備
- ④ 有機転換推進事業：慣行農業から有機農業への転換促進
- ⑤ SDGs 対応型施設園芸確立：環境負荷低減と収益性向上を両立した施設園芸重点支援モデルの確立
- ⑥ みどりの事業活動を支える体制整備：みどり法の特定認定等を受けた生産者やその取組を支える事業者が行う機械・施設導入
- ⑦ 農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり：地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業において循環利用する包括的な計画（農林漁業循環経済先導計画）の策定やその計画に基づき行う施設整備
- ⑧ バイオマスの地産地消：地域のバイオマスを活用したバイオマスプラント等の導入、バイオ液肥の利用促進
- ⑨ 地域循環型エネルギーシステム構築：資源作物や未利用資源のエネルギー利用を促進する取組及び次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組等

2. 関係者の行動変容と相互連携を促す環境づくり

252 (270) 百万円

食料システム関係者の行動変容と相互連携を促す環境整備を支援・実施します。

- ① 食料システム全体での環境負荷低減に向けた行動変容促進：環境負荷低減の取組の「見える化」の推進、J-クレジットの創出拡大、二国間クレジット活用に向けた環境整備、地域気候変動適応策の調査
- ② 有機農業推進総合対策事業：有機農業への新規参入促進や有機加工食品原料の国産化、国産有機農産物の需要拡大
- ③ 地域資源活用展開支援事業：再生可能エネルギー導入に向け、現場のニーズに応じた専門家の派遣等

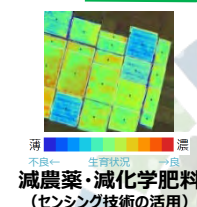
3. 環境負荷低減の取組強化のための新たな制度設計等

【令和6年度補正予算額】547百万円

- ① クロスコンプライアンスの本格実施に向けた緊急検証事業：環境負荷低減のクロスコンプライアンスの円滑な導入に向けた検証及びマニュアル作成の実施
- ② グリーン化に向けた新たな環境直接支払交付金の設計のための緊急調査事業：新たな環境直接支払交付金の設計に必要な調査の実施
- ③ 農業生産におけるプラスチック排出抑制対策事業：農業分野のプラスチック排出抑制に向けた計画策定、プラスチック代替資材への切替え検討

【お問い合わせ先】

栽培体系の転換



減農薬・減化学肥料（センシング技術の活用）



有機農業の団地化



販路開拓

有機農業の拡大

資源の循環利用



堆肥の利用促進・土づくり



家畜排せつ物を活用した堆肥



バイオ液肥

みどりの食料システム戦略推進交付金
モデル的取組の横展開
農山漁村の循環経済の確立

農林漁業者

食品事業者

流通・小売

地銀

都道府県市町村

大学・研究機関

シンクタンク・コンサルタント

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

バイオマスプラント

農機・資材メーカー（電気・熱・ガス）

サービス事業者

供給

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

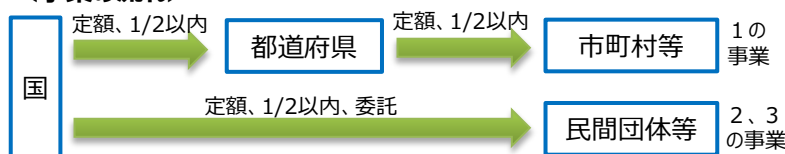
環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

環境負荷低減型農業ハウス

脱炭素化

<事業の流れ>



農林漁業を核とした循環経済先導地域づくり

【令和7年度予算額 16,139百万円の内数】
（令和6年度補正予算額 16,543百万円の内数）

- ＜対策のポイント＞
- 農山漁村地域に賦存する資源・再生可能エネルギーの地域循環を進めることで、環境と調和のとれた持続可能な農林漁業を実現するとともに、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流失防止を図り、魅力ある農山漁村づくりを推進します。
 - 地域の資源・再生可能エネルギーを地域の農林漁業で循環利用する包括的な計画を策定した市町村（農林漁業循環経済先導地域）において、農林漁業を核とした循環経済構築の取組を支援します。

＜事業の内容＞

＜事業イメージ＞

1. 農林漁業循環経済先導地域づくりの推進
- 農林漁業循環経済先導地域の構築に向け、以下の取組を支援します。
- ・農林漁業者、地方公共団体等の関係者による計画策定・体制整備
 - ・課題解決に向けた調査・検討、地域人材の育成、栽培実証等
 - ・再エネ設備を効率的に運用するために必要な施設、附属設備等（自営線、蓄電池、エネルギーマネジメントシステム（VEMS）等）、営農型太陽光発電設備の導入
- ※みどりの食料システム戦略緊急対策交付金のうち、地域循環型エネルギーシステム構築により支援【R6補正】
2. 農林漁業循環経済先導地域づくりに向けた施設整備等
- 農林漁業循環経済先導計画に基づき行う施設の整備等を各種支援事業の優遇措置等により支援します。

地域内の資源やエネルギーの循環利用に資する施設整備への支援

○みどりの食料システム戦略推進交付金

- ・地域循環型エネルギーシステム構築【R6補正】
- ・バイオマスの地産地消【R7当初・R6補正】

○みどりの事業活動を支える体制整備【R7当初・R6補正】

等

○国内肥料資源利用拡大対策事業（一部）【R6補正】

○農山漁村振興交付金（一部）【R7当初・R6補正】

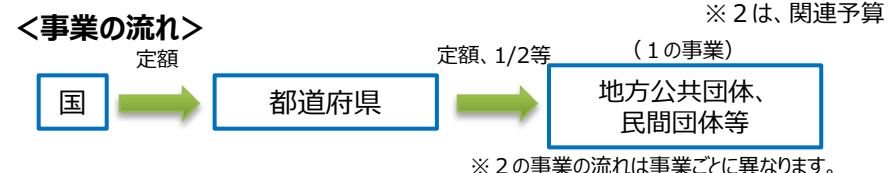
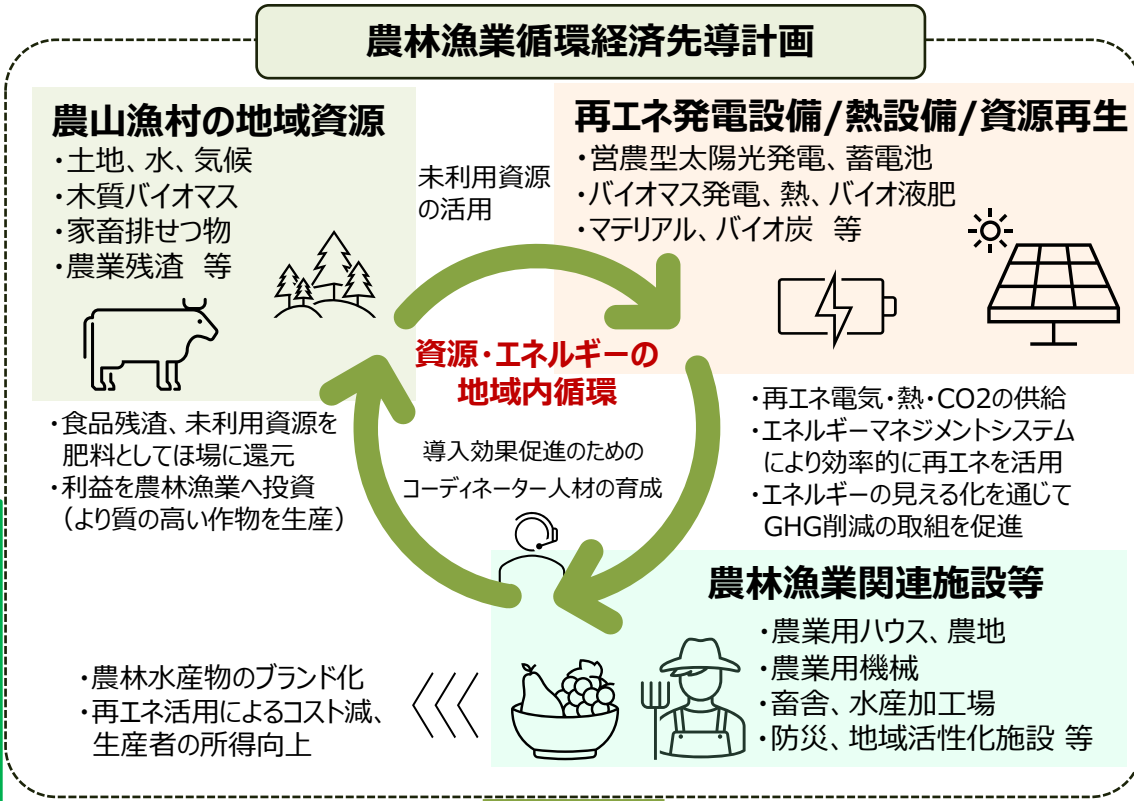
○林業・木材産業循環成長対策（木質バイオマス・特用林産関係）【R7当初】

○水産業競争力強化緊急事業等（一部）【R6補正】

○浜の活力再生・成長促進交付金（一部）【R7当初】

【支援事業】

優先枠
優遇措置



環境と調和のとれた持続可能な農林漁業の実現、地域の災害へのレジリエンスの強化、資金の地域外流出防止による魅力ある農山漁村づくり

<対策のポイント>
みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域の再生可能エネルギー資源を活用した地域循環型エネルギーシステムの構築のための再生可能エネルギー利用のモデル的取組及び資源作物や未利用資源（稲わら、もみ殻、竹、廃菌床等）のエネルギー利用を促進する取組を支援します。

<政策目標>
カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕

<事業の内容>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援
地域ぐるみの話し合いによって、適切な営農と発電を両立する営農型太陽光発電のモデルを策定し、導入実証を行う取組を支援します。

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援
農林漁業関連施設等への次世代型太陽電池（ペロブスカイト）と蓄電池の導入実証を支援します。

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

① バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証
国産バイオマスの一層の活用に向け、荒廃農地等を活用した資源作物由来のバイオ燃料等製造に係る検討、栽培実証、既存ボイラーにおける燃焼実証等を支援します。

② 未利用資源の混合利用促進
木質バイオマス施設等における未利用資源の投入・混合利用を促進するため、既存ボイラー形式等の仕様・運用実態等の調査や炉への影響や混合利用による効果の検証等を支援します。

※以下の場合に優先的に採択します
・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

等

<事業の流れ>

国

都道府県

協議会等
（1、2の事業）
地方公共団体、
民間団体等
（3の事業）

定額

定額、1/2以内

定額

<事業イメージ>

1. 営農型太陽光発電のモデル的取組支援

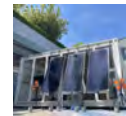


地域で最適な作物、設備設計、電力供給等について検討し、モデルを策定



策定したモデルに基づいて、地域に最適な営農型太陽光発電設備を導入

2. 次世代型太陽電池（ペロブスカイト）のモデル的取組支援



既存のシリコン系太陽光パネルの導入が難しい農林漁業関連施設等に、次世代型太陽電池を導入

ペロブスカイトのイメージ
（積水化学提供）



導入手法、導入効果、課題（経済性、安全性、耐久性等）等の検証を行い、検証結果をとりまとめ

3. 未利用資源等のエネルギー利用促進への対策調査支援

①バイオ燃料等製造に係る資源作物の栽培実証

検討会開催

荒廃農地等を活用した栽培実証

栽培体系の分析

②未利用資源の混合利用促進



稲わら



竹



もみ殻



木質チップ

地域で課題となっている未利用資源
混合利用

既存施設の燃料材

エネルギー化



木質バイオマス発電所等

①資源作物の燃焼実証
②未利用資源の混焼実証

資源作物や未利用資源の利活用による再生可能エネルギーの導入推進
【お問い合わせ先】 1,2の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）
3の事業：大臣官房環境バイオマス政策課（03-6738-6479）

38

<対策のポイント>

みどりの食料システム戦略の実現に向けて、地域のバイオマスを活用したエネルギー地産地消の実現に向けたバイオマスプラント等の調査、設計、施設整備を支援するとともに、バイオ液肥散布車等の導入やバイオ液肥の利用促進のための取組等を支援します。

<政策目標>

- 化学肥料使用量の低減（72万トン（20%低減））[令和12年]
- カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入[令和12年]

<事業の内容>

1. 地産地消型バイオマスプラント等の導入（施設整備）

家畜排せつ物、食品廃棄物、農作物残渣等の地域資源を活用し、売電に留まることなく、熱利用、地域レジリエンス強化を含めた、エネルギー地産地消の実現に向けて、調査、設計、施設整備（マテリアル製造設備を含む）、施設の機能強化対策、効果促進対策等を支援します。

2. バイオ液肥散布車等の導入（機械導入）

メタン発酵後の副産物（バイオ液肥）の肥料利用を促進するため、バイオ液肥散布車等の導入を支援します。

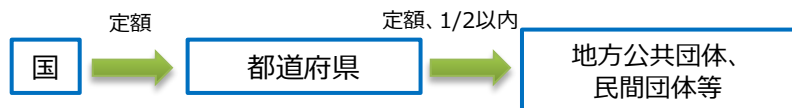
3. バイオ液肥の利用促進

- ① 散布機材や実証ほ場を用意し、バイオ液肥を実際にほ場に散布します（散布実証）。
- ② 散布実証の結果に加え、バイオ液肥の成分や農作物の生育状況を調査・分析し、肥料効果を検証します（肥効分析）。
- ③ 普及啓発資料や研修会等により利用拡大を図ります（普及啓発）。

※以下の場合に優先的に採択します

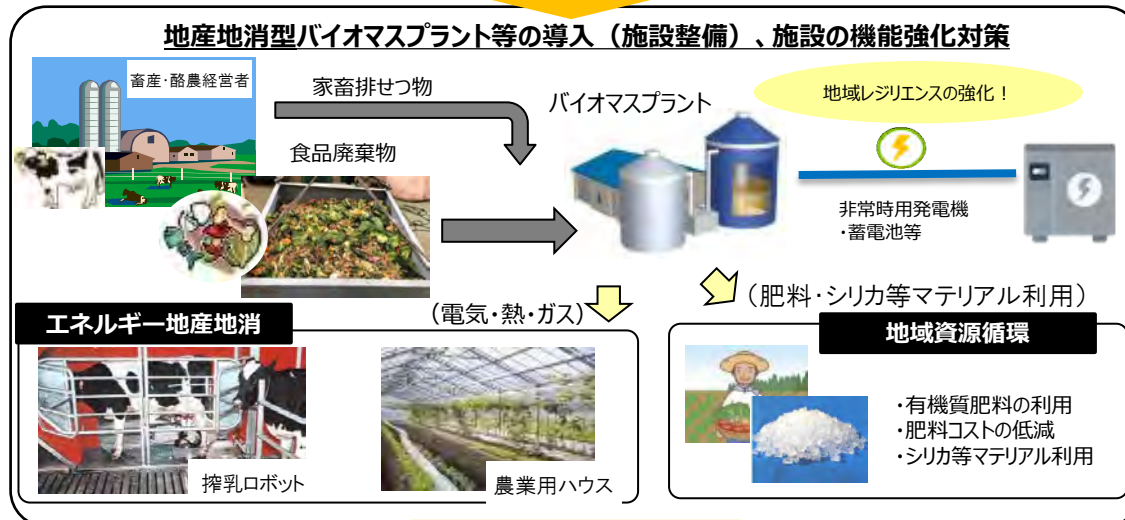
- ・みどりの食料システム法に基づく特定区域において取組を行う場合
- ・事業実施主体の構成員（農業者、民間団体等）が「みどり認定」等を受けている場合
- ・農林漁業循環経済先導計画に基づく取組を行う場合

<事業の流れ>



<事業イメージ>

事業化の推進（調査・設計）



バイオ液肥散布車等の導入



バイオ液肥の利用促進

- ① 散布実証
- ② 肥効分析
- ③ 普及啓発

副産物の有効利用！

＜対策のポイント＞

地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入促進、国産バイオマスのフル活用、脱炭素化を目指す地域への情報展開、専門家による相談対応、先進事例等の調査・検証・分析、情報発信ツールの整備、地域由来の未利用バイオマス資源の循環利用促進等農林漁業の脱炭素化やイノベーションの推進に向けた取組を支援します。

＜政策目標＞

カーボンニュートラルの実現に向けて、農林漁業の健全な発展に資する形で、我が国の再生可能エネルギーの導入拡大に歩調を合わせた、農山漁村における再生可能エネルギーの導入〔令和12年〕

＜事業の内容＞

1. 専門家によるワンストップ対応及び普及支援

農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入に向け、農林漁業者や市町村等からの問合せをワンストップで受け付け、現場のニーズに応じて、設備導入や基本計画、設備整備計画の作成、協議会の設置に向けた専門家による相談対応、現地への派遣、セミナー等の開催の取組について支援します。また、様々な課題解決に向けた取組事例について情報を収集し、再エネ設備導入の普及を支援します。

2. バイオマス活用展開調査

バイオマスのフル活用に向けて、把握できていないバイオマスについて賦存量や利用量・用途の検証、バイオマス産業の市場規模の算出及びフォローアップの検証等の取組を支援します。

3. 先進事例の情報普及

脱炭素化の実現を目指す地域へ情報を横展開していくため、バイオマス産業都市等におけるバイオマス利活用構想の先進事例等の調査、情報発信ツールの整備やバイオマスの活用に関する人材育成等の取組を支援します。

4. 地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築

地域で発生する未利用のバイオマス資源の効率的な回収・再生利用の促進に向け、「廃棄物」から「資源」へ転換するモデル的取組を支援します。

＜事業イメージ＞

1. 専門家によるワンストップ対応及び普及支援



2. バイオマス活用展開調査



3. 先進事例の情報普及



4. 地域内未利用バイオマス資源の循環モデル構築



＜事業の流れ＞



【お問い合わせ先】 大臣官房環境バイオマス政策課（03-6744-1508）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業循環成長対策

【令和7年度予算概算決定額 6,186 (6,511) 百万円】

(令和6年度補正予算額(林業・木材産業国際競争力強化総合対策の一部) 11,647百万円)

(令和6年度補正予算額(花粉の少ない森林への転換促進緊急総合対策) 5,635百万円の内数)

<対策のポイント>

林業・木材産業によるグリーン成長に向け、**林業の生産基盤の強化**や**再生林の低コスト化**を図るとともに、**木材需要の拡大**及び**木材需要に的確に対応できる安定的かつ持続可能な供給体制の構築**を支援します。

<事業目標>

国産材の供給・利用量の増加 (34百万m³ [令和5年] → 42百万m³ [令和12年まで])

<事業の内容>

<事業イメージ>

1. 循環型資源基盤整備強化対策等

循環型林業の推進に向け、**搬出間伐の実施**や**路網整備**、**再生林の低コスト化**等の取組を一体的に支援するとともに、**高性能林業機械の導入**、**エリートツリー**等の**原種増産技術の開発**や**苗木の生産技術向上**等の取組を支援します。

○循環型資源基盤整備強化対策

- ・間伐材生産 ・路網整備 ・低コスト再生林対策
- ・コンテナ苗生産基盤施設等の整備

○高性能林業機械の導入 ○森林整備地域活動支援対策

○林業の多様な担い手の育成 ○山村地域の防災・減災対策

○森林総合利用対策 ○森林資源保全対策 ○優良種苗生産推進対策

2. 木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

木材需要の拡大及び木材産業の基盤強化に資する、**公共建築物等の木造・木質化**、**木材加工流通施設の整備**等を支援します。

川 上 : 森林組合、素材生産事業者、自伐林家等

林業・木材産業によるグリーン成長に向けた
川上から川下までの総合的な取組

川 中 : 製材事業者、合板事業者等

川 下 : 木材需要者

○木材需要拡大・木材産業基盤強化対策

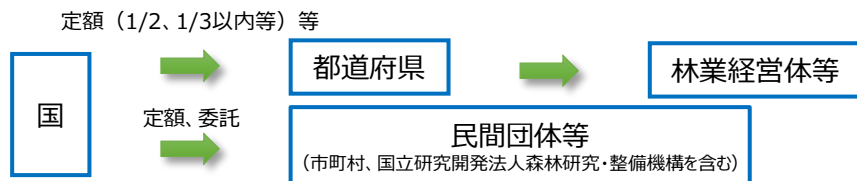
- ・木材加工流通施設等の整備 ・木質バイオマス利用促進施設の整備
- ・特用林産振興施設等の整備 ・公共建築物等の木造・木質化

(関連事業)

燃油・資材の森林由来資源への転換等対策

【令和6年度補正予算額】1,700百万円

<事業の流れ>



※ 国有林においては、直轄で実施

(2) 設置場所の特性に応じた再エネ導入・価格低減促進事業
(一部農林水産省・経済産業省連携事業)

【令和7年度予算額 3,450百万円（新規）】
【令和6年度補正予算額 7,000百万円】



地域の再エネポテンシャルの活用に向けて、新たな手法による自家消費型・地域共生型の再エネ導入を促進します。

1. 事業目的

- 再エネポテンシャルを有効活用するため、地域との共生を前提とした上で、設置場所の特性に応じた太陽光発電設備の導入・価格低減を促進する。

2. 事業内容

- ① 地域共生型の太陽光発電設備の導入促進事業（補助率1/2）
生物多様性等の自然環境にも配慮し、営農地・水面等を活用した太陽光発電について、コスト要件（※）を満たす場合に、設備等導入の支援を行う。
- ② 建物等における太陽光発電の新たな設置手法活用事業（補助額8万円/kW）
駐車場を活用した太陽光発電設備（ソーラーカーポート等）及び充電設備について、設備等導入の支援を行う。
- ③ 窓、壁等と一体となった太陽光発電の導入加速化支援事業（補助率3/5、1/2）
住宅・建築物の再エネポテンシャルを最大限引き出し、太陽光発電設備の導入を促進するため、窓、壁等の建材と一体型の太陽光発電設備の導入を支援する。

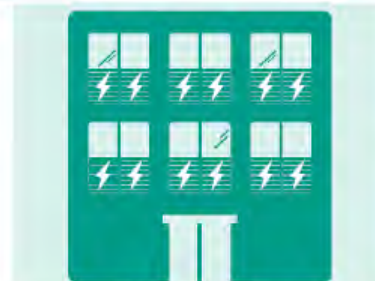
3. 事業スキーム

- 事業形態 ①～③間接補助事業（1/2、3/5、定額）
- 補助対象 民間事業者・団体等
- 実施期間 ①②③ 令和6年度～令和11年度

4. 事業イメージ



駐車場太陽光（ソーラーカーポート）



建材一体型太陽光



営農型太陽光（ソーラーシェアリング）



水面型太陽光

※①コスト要件
本補助金を受けることで導入費用が最新の調達価格等算定委員会の意見に掲載されている同設備が整理される電源・規模等と同じ分類の資本費に係る調査結果を踏まえて設定した値を下回るものに限る。

Ⅲ-2 再エネ関連税制一覧（令和7年度）

【適用期間：2年間（令和7年度（2025年度）末まで）】

- 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例措置《固定資産税》。
- 再生可能エネルギー発電設備の早期の導入促進を図るため、再生可能エネルギー発電設備の固定資産税の軽減により、設備の導入初期における経済的負担を軽減。

◆対象は以下の再生可能エネルギー発電設備



太陽光発電設備以外は、再生可能エネルギー特別措置法に基づく事業計画認定を受けた再生可能エネルギー発電設備に限る。
太陽光発電設備は、地球温暖化対策推進法に規定する認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の設備又はペロブスカイト太陽電池を使用した一定の設備に限る。

【特例の内容】
再生可能エネルギー発電設備について、新たに固定資産税が課せられることになった年度から3年度分の固定資産税に限り、**課税標準を、以下の割合に軽減。**

発電設備	出力規模	課税標準（※）	発電設備	出力規模	課税標準（※）
バイオマス 発電設備	10,000kW 以上 20,000kW 未満	2/3 (1/2～5/6) ただし、一般木質バイオマス・農産物の収穫に伴って 生じるバイオマス固体燃料の区分は 6/7 （11/14～ 13/14）	風力 発電設備	20kW 以上	2/3 (1/2～5/6)
	10,000kW 未満	1/2 (1/3～2/3)		20kW 未満	3/4 (7/12～11/12)
中小水力 発電設備	5,000kW以上	3/4 (7/12～11/12)	地熱 発電設備	1,000kW 以上	1/2 (1/3～2/3)
	5,000kW未満	1/2 (1/3～2/3)		1,000kW 未満	2/3 (1/2～5/6)
			太陽光 発電設備	1,000kW 以上	3/4 (7/12～11/12)
				1,000kW 未満	2/3 (1/2～5/6)

※軽減率について、各自治体が一定の幅で独自に軽減率を設定できる「わがまち特例」を適用（上表の括弧書の間で設定）。

Ⅲ-3 令和7年度再エネ関連融資一覧①



	日本政策金融公庫 中小企業事業	日本政策金融公庫 国民生活事業
貸付 対象	中小企業向け	国民一般向け (個人事業主など)
資金使途	非化石エネルギー設備を導入するための費用	
対象設備	再生可能エネルギー発電設備：太陽光、風力、バイオマス、地熱、水力 再生可能エネルギー熱利用設備：太陽熱、温度差エネルギー、バイオマス熱、雪氷熱、地中熱 燃料製造設備：バイオマスエネルギー	
貸付 期間	20年以内	
貸付 限度	7億2,000万円以内 (特利限度額4億円以内)	7,200万円以内
貸付 利率	基準利率：太陽光 特別利率①(基準利率－0.4%)：太陽光(10kW以上の自家消費型)、太陽熱、地中熱 特別利率②(貸付期間により異なる)：上記以外の設備	
利率の 一例 (※)	貸付期間5年以内 基準利率： 2.05%	基準利率： 1.90～3.60% (担保を提供する場合)
特徴	・中小企業の長期資金向け。	・小口、短期の資金向け。 ・借入申込書等の所定の様式に記入して申し込み。
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 電話番号：0120-154-505 ※沖縄県にあっては沖縄振興開発金融公庫 (098-941-1795)	

※ 適用される金利は、返済期間、担保の有無、保証人の有無等によって異なる。

※ 貸付利率は、令和7年4月1日時点のもの。

Ⅲ-3 令和7年度再エネ関連融資一覧②



	スーパーL資金 (日本公庫農林水産事業)	経営体育成強化資金 (日本公庫農林水産事業)	農業改良資金 (日本公庫農林水産事業)	畜産経営環境調和推進資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付対象	認定農業者向け	主業農業者等	農商工連携法や六次産業化法等により計画の認定を受けた農業者等向け	処理高度化施設整備計画又は、共同利用施設整備計画に基づき、畜産業を営む個人・法人、農業協同組合等向け
資金用途	・農業経営の改善を図るために必要な資金		・新たな生産・販売方式の導入等に 必要な資金	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設等の整備に必要な資金
貸付期間	・25年以内	・25年以内	・12年以内	・20年以内
貸付限度額	・個人 3億円（複数部門経営等は6億円） ・法人10億円（民間金融機関との協調融資の状況に応じ30億円まで）	・個人 1億5千万円以内 ・法人・団体 5億円以内 （事業費の80%以内）	・個人 5千万円以内 ・法人 1億5千万円以内	・対象事業による。
貸付利率	・1.25～1.90% ※	・1.90% ※	・無利子	・1.90% ※
利率の例	・貸付期間10年の場合 1.45% ・貸付期間20年の場合 1.90%	—	—	—
特徴	・認定農業者向けの長期資金。	・主業農業者等向けの長期資金。	・農業改良措置の内容について都道府県知事の認定を受ける必要。 ・農商工連携法や六次産業化法等に基づき認定された計画の実施を支援する中小企業者も利用可能。	・家畜排せつ物の処理・利用のための施設の整備向け。

※ 貸付利率は、令和7年4月18日時点のもの。

Ⅲ-3 令和7年度再エネ関連融資一覧③



	農林漁業施設資金 (日本公庫農林水産事業)	中山間地域活性化資金 (日本公庫農林水産事業)	漁業経営改善支援資金 (日本公庫農林水産事業)	水産加工資金 (日本公庫農林水産事業)
貸付 対象	土地改良区、農業協同組合、 森林組合、水産業協同組合等向 け	中山間地域の農林水産物を使用し て製造・加工する事業者、当該産 物その加工品を販売する中小企業 者向け	漁業を営む個人・法人、 漁業協同組合等向け	水産加工業を営む個人・法人、 水産業協同組合等向け
資金 使途	・農林水産物の生産・販売等を行う ための共同利用施設の整備等に 必要な資金	・新商品、新技術の研究開発又は 利用等のための製造施設の整備 等に必要な資金	・漁業経営の改善を図るために必要 な資金	・水産加工事業者の事業基盤の強 化を促進するため等に必要な資金
貸付 期間	・20年以内	・10年超15年以内	・15年以内	・25年以内
貸付 限度	・事業費の80%以内	・事業費の80%以内	・資金使途や漁業者の経営規模に よる。	・事業費の80%以内
貸付 利率	・1.90% ※	・1.75～2.00% ※	・1.90～2.05% ※	・1.75～2.20% ※
利率 の例	—	貸付期間15年の場合 1.75% (2.7億円までの加工流通施設の整備の 場合)	漁業用施設の整備の場合 1.90%	貸付期間15年の場合 1.75% (小型魚・輸入依存魚種転換1.2億円ま での加工施設の整備の場合)
特徴	・農林水産物の生産・販売やバイオ マスの利活用のための共同利用施 設の整備向け。	・中山間地域内の農林漁業者と安 定的な取引契約を締結する必要。 ・地域内から調達する農林水産物 等が5年間で概ね2割以上増加す る必要。	・認定を受けた改善計画に従って行 う事業向け。	・水産加工品の製造等を共同で行 うための施設等の整備向け。